

令和3年度第4回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和3年度第4回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2022年3月8日（火））午前10時から午前11時23分
- 2 場 所 オンライン
(札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室)
- 3 出席者 会 長：梶井祥子
副会長：藤村侯仁
委 員：齋藤寛子、多田絵理子、中村しず香、平井照枝
前鼻 守、光崎 聡、
(50音順・敬称略)
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について
(1) 施策等に対する評価と課題について
(2) 施策体系案（基本目標・基本的方向・基本施策）について

1. 開 会

○事務局（川瀬調査担当係長） それでは、ただいまから令和3年度第4回札幌市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

議事の進行につきましては、審議会規則第4条に基づきまして、梶井会長にお願いしたいと思います。

○梶井会長 皆様、おはようございます。

今日は、オンラインということになりましたけれども、忙しい年度末の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日3月8日は、国際女性デーということで、記念する日に会議の開催となりましたけれども、いつものように皆様から忌憚のないご意見をいろいろと伺えたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の出席状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされてございます。

本日は、委員10名中8名がご出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、梶井会長以外の委員の皆様におかれましては、全員、オンラインによる参加となっております。

続きまして、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

会議次第の後に、資料1、次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けた進捗状況について、資料2、審議会でのご意見一覧、資料3、次期プラン施策体系案、資料4、次期プラン施策体系案と課題の突合があります。

不足の資料等はございませんでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は、以上でございます。

○梶井会長 それでは、今回から初めてご出席いただきます前鼻委員から、一言、ご挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○前鼻委員 おはようございます。前鼻です。今回が初めての参加となります。

昨年から、改めて委員に就任させていただいていましたが、なかなか都合が合わず、今回が初めての参加となりました。

まだまだ勉強不足のところがありますが、よろしくお願いいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、議題に入る前に、本日の審議会の皆様にご議論をいただく内容について、事務局から説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○事務局（田中男女共同参画課長） 皆様、おはようございます。

男女共同参画課の田中でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、資料1に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。
資料1は、本日の審議会の位置づけとご審議いただく事項についてお示ししたものになります。

本日の審議会は、1、審議スケジュールの赤枠部分で、今年度の最後の審議会となります。

本日の審議会では、前回の審議会でお示しいたしました計画体系案の事務局修正案について意見交換をしていただきたく存じます。

具体的な審議事項としましては、資料1の裏面にございます(1)審議に当たっての整理・認識の共有、(2)計画体系・重点事項の検討というオレンジ色で塗り潰した部分になっております。

今回は、現状と課題を踏まえながら、計画体系案の事務局修正案についてご検討をいただきたく存じます。

資料1についての説明は、以上でございます。

○梶井会長 資料1についてご説明をいただきました。

今日は、計画体系について皆様からのご意見をいただくことになろうかと思っております。

2. 議 事

○梶井会長 それでは、議題に入っていきたいと思っております。

議題は二つございまして、最初に施策等に対する課題について、2番目に施策体系案について、皆さんからのご意見を伺うことになっております。

最初に事務局からご説明をいただきますけれども、その後、皆様からご意見を伺うという段取りを考えております。皆様、発言の際には、画面に向かって手を振っていただくか、リアクションボタンで手を挙げていただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のご説明をお願いします。

○事務局(田中男女共同参画課長) それでは、事務局より資料2から資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料2についてでございます。

こちらは、前回、1月に開催いたしました審議会で皆様からいただいたご意見を取りまとめたものになってございます。

本日は、お時間が限られておりますので、ここに掲載している全てをこの場で読み上げることはいたしません。今回、計画体系の事務局修正案に反映させていただいたものにつきましては、後ほど、資料3、資料4で事務局修正案をご説明させていただく際に、対応状況について併せてご説明させていただきたいと存じます。

続きまして、資料3の次期プランの施策体系案と資料4の次期プランの施策体系案と課題の突合についてご説明いたします。

まず、資料3についてですけれども、資料に向かって左側が現行の第4次プランの体系となっておりまして、一方、右側は、前回、1月の審議会でお示した案に、さらに委員の皆様からいただいたご意見を反映させて修正したものとなっております。

色が複雑で見づらいかもしれませんが、右側の修正案の赤字の部分が前回お示した案からそのまま引き継ぎになって変わらずに残っている部分で、現行プランから見直しをしたところになります。また、右側の青字となっているところは、前回お示した案からさらに修正を加えた部分となっております。

資料3の右側の訂正線や訂正した箇所の赤や青字を黒字にして整理したものが資料4の左側になりますので、資料3の左側、現行の第4次プランの体系と資料4を見比べながら、この後の説明をお聞きいただければと存じます。

次に、資料4の説明になります。

資料4は、右側に次期プランの体系案を策定する前提となった課題を掲載いたしました。これは、前回の審議会でもいただきました、課題の洗い出し自体ができているのか、その課題を解決するための施策が的を得ているのかを改めて議論したいというご意見や、課題の認識とそれを踏まえて、こういう施策がよいという案として出してもらったほうが議論しやすいといったご意見を踏まえまして、付け加えさせていただいたところになります。

資料4の左側に掲載しておりますのは、先ほど申し上げました施策体系の事務局修正案になります。第4次プランの施策体系と比較しますと、非常にシンプルになっているのがお分かりかと思えます。この点につきましても、前回の審議会でも男女共同参画に関係あるからと、さほど重点ではないものまで無理やり載せるのではなく、今、重点的に取り組むものがないのであれば、整理してスリムにしてもいいのではないかというご意見を反映した修正になってございます。

ご意見を踏まえまして、事務局で改めて基本施策を見直しまして、まとめられる表現はまとめたり、優先して取り組むべき施策に絞るなどして整理した結果、ご覧のようなシンプルな形になりました。

ここに掲載の基本目標については、前回の審議会でご説明させていただきましたとおり、現行プランでは五つの基本目標があったところを、三つに再編したことに変わりはないのですが、一部、掲載の順番を入れ替えたり、言葉の表現を変えている部分がございます。

今回の基本目標の修正案では、まず、基本目標Ⅰとしまして、男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成をまず一番に挙げさせていただきました。

その次に続く基本目標Ⅱとして、あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり、最後に基本目標Ⅲ、女性が尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現とさせていただきました。

こちら、前回の審議会でもいただきましたご意見の中で、まずは男女共同参画社会の実現という大きな目標があって、そのためには、男女共同参画の必要性を含めた教育や意識改革が第一歩となり、その先に具体的環境整備や女性に特化した課題の解決に向けた目標

が来るべきではないかというご意見を踏まえて、今回修正を行ったものでございます。

続きまして、基本目標に続く基本的方向と基本施策についてでございますが、これを導くための前提となる課題を、先ほど申し上げましたとおり、資料4の右側に掲載してございます。この課題の洗い出しについては、前回の審議会でお示しした資料の中にもございましたが、昨年実施しました男女共同参画に関する市民意識調査の結果や令和2年度男女共同参画さっぽろプラン年次報告書、こちらも委員の皆様にご送付させていただいておりますが、こちらを基に行ったものでございます。

繰り返しになりますが、本日はお時間が限られておりますので、こちらに掲載している一つ一つの課題を読み上げることは省略させていただきたいと思っておりますけれども、矢印で指し示している基本施策、その前段の基本的方向と見比べながら説明をお聞きいただければと思います。

それではまず、基本目標Ⅰに続く基本的方向の1についてご説明いたします。

目標Ⅰの基本的方向の1は、人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革としまして、前回お示しした案では分かれていました意識改革と教育の推進をまとめて、一つの方向性を分かりやすくしたものでございます。

また、前回お示しした案では、誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現という基本目標に続いてきた多様な性のあり方への理解の促進と支援を、今回の修正案では、基本目標Ⅰの基本的方向2に掲載させていただいております。

続きまして、基本目標Ⅱに続く基本的方向についての説明でございます。基本目標Ⅱの基本的方向の1は、女性の社会進出の妨げになる、また、妨げになっている様々な障がいもなくすことを目指し、「働く場における男女共同参画を推進するための環境整備」といたしました。

また、基本目標Ⅱの基本的方向の2でございますが、こちらは現に就業している女性への支援や、新たに就業や起業を目指す女性への支援を行っていくということで、「働きたい女性への支援」といたしました。

続いて、基本的目標Ⅱに続く基本的方向の3でございますが、こちらは前回お示しした案からの変更はございません。

最後に、基本目標のⅢに続く基本的方向についてですが、前回お示しした案では、基本目標の一つに、「誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」という言葉を掲げていたのですが、それに続く基本施策が、実は「誰もが」という基本目標を掲げてうたっているながら、女性特有の課題解決に向けた施策ばかりであったことから、そのことについて、前回の審議会でご意見を求めましたところ、男性と女性双方に等しく働きかけが必要な課題と、女性に特化して支援したり、女性の地位を底上げすることで、男女が平等になるという課題と二つ課題があるので、その辺の課題を区別して対応すべきではないかというご意見をいただきまして、それを踏まえて、「誰もが」という言葉ではなくて、基本目標のⅢに関しましては、女性に特化した支援ということで、「誰もが」を「女

性が」に変更して、「女性が尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」といたしました。この基本目標に続く基本的方向・基本施策といたしまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶、また、昨今、取り沙汰されている困難や不安を抱える女性への支援、さらには生涯を通じた女性の健康支援ということで、女性に特化した課題解決に向けたものを挙げさせていただきました。

なお、基本目標Ⅲの基本的方向の3につきましては、前回の審議会でお示しした資料では、男女の健康支援としていたのですが、このプランが目標とする男女共同参画社会の実現のためには、今回、こちらの健康支援につきましても、女性に特化した課題であると捉えまして、「生涯を通じた女性の健康支援」として、基本的方向についても整理いたしました。

簡単ではございますが、資料3及び資料4の説明は以上でございます。

○梶井会長 資料2、資料3、資料4についてご説明をいただきました。

今のご説明でお分かりになりますように、資料2に関しては、前回の審議会の議論についてまとめていただいたわけですが、資料2があって、資料3に発展し、さらに資料3のものが資料4にすっきりとなっていたということで、2、3、4と一体になっております。それで、流れができていくというふうにご理解いただければと思います。

資料2につきましては、皆様のご意見をいろいろ伺って、施策体系に基本施策などに文言としてはっきり反映されたものもありますし、今の段階では施策の体系とか基本目標には入らないけれども、この後、枝分かれしていく具体的な取組という段階でまた考えていきたいという課題もございましたので、そこら辺を精査していただいて、事務局でここまで練り上げていただいたということです。

まず、資料2、3、4に関しまして、ここの文言が分からないとか、細かなご質問はございますでしょうか。

この流れについては、よろしいでしょうか。

○藤村副会長 基本目標Ⅱの2番、働きたい女性への支援のところ、基本施策の1の多様な働き方に対応した就労支援というのは、どういう意味だったのでしょうか。

○事務局（田中男女共同参画課長） こちらに関しましては、働き方に関して、時間の問題とか、最近ではコロナの関係もございまして、テレワークを希望する方がいらっしゃる、そうではなくて本当にフルタイムで働きたい方がいたり、いろいろな働き方、それぞれが求める働き方に応じた支援をしていきたいというところです。

○藤村副会長 そうすると、企業の中での働き方として、もっと柔軟な対応の働き方が、取れるような形をつくっていきたいという方向性ですか。

○事務局（田中男女共同参画課長） 企業の中というよりは、企業の中での改革もあるのですが、直接企業を対象というよりは、働きたい方たちを対象に就労支援したりということを想定しております。

○藤村副会長 働く人に対しての支援ですか。

○事務局（田中男女共同参画課長）　そうです。働く人に対しての支援として、働きたいといっても、本当に自分で就職したいという人もいれば、自分で会社を興したいという方がいたり、外に働きに行きたいという人もいれば、在宅ワークを希望する方もいるので、それぞれの希望に応じた働き方ができるような支援をしたり、相談窓口を設けたり、就労支援をしていくということです。

○藤村副会長　基本施策2の起業に対する支援というのは、言わば、その基本施策1の多様な働き方に対応した就労支援の一つの形態というイメージですか。

○事務局（田中男女共同参画課長）　そういうイメージになってきます。

○藤村副会長　分かりました。ありがとうございます。

○梶井会長　今、ご質問に特化して皆様にお聞きしてしまったのですけれども、ご意見も含めてご発言いただければと思います。資料2、資料3、資料4について、これから議論に入っていきたいと思しますので、引き続きご質問やご意見がありましたらお寄せいただきたいと思えます。

○藤村副会長　全体的にすっきりして、私としてはすごく見やすくなったなといういい印象がありますが、基本目標のⅢで、「女性が」という文言にしたというところがあります。これは、前回、私が、男女という言い方にこだわる必要はないのではないかという意見を言って、それを反映していただいたと思いますが、すみません、私の言葉足らずだったのかもしれないのですけれども、目標のところはこだわってもいいと思っています。施策とか方向性のところで、女性に向けての施策が必要であれば女性に限定して書いてもいいと思ったのですけれども、基本目標のところは限定してしまうと違和感があると思ったのです。「尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」は、もう女性とか男性とかは関係ないところかと思ったので、私が前回に言うておいて何なのですが、ここで限定してしまうのは違和感を持ちました。

○事務局（田中男女共同参画課長）　ありがとうございました。

ここは、本当にいまだに悩んでいるところです。先ほども説明の中でお話をさせていただいたのですが、基本目標Ⅲの後に続く基本的方向や基本施策のそれぞれが、正直なところ、どこも女性に対するものになっていて、その中で「誰もが」とぼやかすのもどうかなと考えていました。

○藤村副会長　そこは理解できました。結果的に女性ばかりの施策になってしまうのはしよがないと思うのですが、目指す目標は、男女に関係なく、そういう尊厳をもった生き方ができるというところだと思えました。

あとは、本当に男性の課題がないのかと思っていました。これは別に話そうと思っていたことですが、そこが気になっていました。

○事務局（田中男女共同参画課長）　確かに、今ご意見をいただきましたとおり、例えば、DVに関しては、今はまだ加害者とされる側は圧倒的に男性が多いですが、もちろん男性の被害者の方もいらっしゃいます。これは、男性も女性も双方で考えていかなければいけ

ない問題だといろいろと言われて、加害者プログラムのお話が前回の審議会でも出ました。

また、生涯を通じた女性の健康支援につきましても、男女の健康支援であれば保健福祉の専門部局で取り上げるべきものではないかというご意見もあったかと思えます。とはいえ、女性の健康については、男性の理解促進も必要になってくるので、副会長がおっしゃいましたように、男性は全く無関係ではないということも承知しております。

基本目標Ⅲの書きぶりにつきましては、もし可能であれば、本日ほかの委員の皆様からご意見をいただきまして、再考させていただきたいと思えますので、ぜひご意見をよろしくお願いいたします。

○藤村副会長 今出ている課題は、前回も出ていて、女性に向けての課題というのは優先的だと思うので、それでいいと思うのです。

例えばで言うのですが、男性のほうで、自殺が多いという課題はないのですか。

働く上での壁があって、自殺につながっている傾向が男性のほうが多いとか、そういう課題があるのではないかという気がしたのです。今回は結果的に女性向けのものになったとしても、だからといって、女性がそういう状態になることを目標にするというのは違和感があると思っただけです。

○事務局（田中男女共同参画課長） 今、男性の自殺を例として挙げていただきまして、これまでは男性のほうで自殺の率が高かったのですが、コロナ禍においては女性が増えてきているということは聞いています。

今、手元に細かい資料がないので、正確な情報をお伝えできないのですが、今いただいたご意見を踏まえて検討したいと思えます。

ほかの委員の皆様にもご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○光崎委員 今、藤村副会長が最初に言われた基本目標のところは、私も同じように思いましたので、賛成の立場で申し上げたいと思えます。

やはり、基本目標のところは、「女性が」よりも「誰もが」という言葉遣いでいいのではないかと私は思っています。

それ以降については、確かに女性の課題ということで、方向、施策について触れられていますけれども、先ほど事務局からもありましたように、例えば、3番の女性の健康支援というところですね。健康支援という言葉がいいかどうかは別として、生理や妊娠に関する意識の普及という部分、例えば、働く女性の部分で言うと、やはり職場の中で女性の生理については、職場の上司を含めた男性で、五、六十代の男性は性別役割分担意識が強いと特に北海道は言われていますし、ジェンダーギャップもほか地域に比べて最下位という統計結果も出ていますから、生理についても職場の理解が進んでいないという数字が高いと聞いています。

また、生理痛だけではなくて、PMS、月経前症候群が負担になっている方もおります。そういうことを、女性だけではなくて、男性も含めて認知を高めていくことが大事だと述べておきたいと思えます。

基本目標のところは、先ほど藤村副会長からあったとおり、女性がという限定にしなくてもいいのではないかとということで述べておきます。

○梶井会長 ほかに、この件についてのご意見はございますか。

○多田委員 私は、「誰もが」でもいいと思うのですけれども、方向性、施策の並比的に目標があってというようなところで、中心になるのがやはり女性で、女性の項目がたくさんあるのに「誰もが」というのは、ほかの男性、LGBTの方が入ってくるかもしれないのですけれども、そういったところが全く出てこないのに「誰もが」というのは、ちょっと違和感があると感じました。

そうであれば、「誰もが」という目標が文言的に一致するような形の計画とか施策があったほうがいいのかと感じました。

○梶井会長 多田委員は、「誰もが」ではなくて、「男女が」というふうに言い換えても同じご意見ですよ。基本目標「男女が尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」とするのであれば、基本的方向や基本施策、そこら辺に男女の物が見えるような整合性が必要なのではないかとということです。

○多田委員 唯一、子どもが入っているなぐらいにしか感じなかったのですが、「誰もが」を入れると、子どもが出てくるというところで、そのほかはほとんど女性に対する目標ですね。そうすると、「誰もが」といっているのに、男性はどこに入っているのですかというふうに見えてしまうと感じました。

○梶井会長 例えば、先ほど藤村委員が自殺率のことをおっしゃいましたけれども、どの世代も圧倒的に男性の自殺率のほうが高いのです。それは、ずっとそうなのです。コロナの中で、女性の自殺の増加率は高くなったのですけれども、実数的には男性の自殺者が圧倒的に多いということがあります。そういう意味では、男性はある意味で困難を抱える方が多いのかなということが予測されるわけです。

○多田委員 中心が女性になるのは、当然というか、仕方がないというか、そこが一番基本的なところだと思うのです。特に、文言の選び方で、これを見たときに違和感がないようにというふうに感じたということで、特に積極的に反対しているわけではないです。今後、そういう意見が出ないかなというところが心配になって、それをどう説明するのかというところです。

○藤村副会長 そういう意味だと、基本目標Ⅰの多様な性のあり方の支援というものも本来は基本目標Ⅲのところに入ってくる内容なのかなと思っています。

私なりの解釈ですと、基本目標Ⅰは意識を変える土台になるところだと思うのですが、Ⅱ番というのは、前回もお話をしたのですが、男女で偏っている部分をうまく平等にするというか、ならずという取組です。基本目標Ⅲは、特定の性に偏って負荷がかかっていたりというところを是正する、もしくは援助する取組なのかなと私は理解しています。

そういう意味では、先ほどの多様な性のあり方みたいなのところも、基本目標Ⅲの誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会づくりのために必要な取組だと思うというこ

とで考えてもいいのではないかと考えています。

基本目標Ⅲは、結果的にほぼ女性の施策になってしまうと思いますし、「誰もが」というキーワードすら要らないのかもしれないですけれども、普通に人間が尊厳と誇りをもって生きられるという当たり前の状態に今はできていないから、つくっていこうというふうにしてもいいと感じました。

○平井委員 今、藤村副会長もおっしゃったのですけれども、基本目標Ⅲは、今、同性同士のDVもありますし、先ほど触れた男性が被害者ということも、数的には少なくとも、あると思うのです。ですから、あらゆる暴力の根絶というところで、もちろん被害者は女性のほうが圧倒的に多いので、ここは女性に対すると入れてもいいのですけれども、そうになると、多様な性とかを認めるときに、同性同士の被害を受けていても相談しにくいとか、男性被害者も相談しづらいというふうになっていくと思うのです。

ここの表現は、なかなか難しいところですが、女性に対するという言葉をつけないで、あらゆる暴力の根絶ということで、もちろん、子どもに対する暴力もそうですし、家庭内だけではなくて、ほかのところの暴力もそうだと思うのですが、難しいところであると思います。

○梶井会長 ほかによろしいですか。

男女ということに関しても、多様な性ということを考えてときに、ジェンダーXとか、ジェンダーQという方もいるわけです。そういうところも考えると、基本目標Ⅲには「誰もが」を残したいと思います。そうしておいて、藤村副会長がおっしゃったように、基本目標Ⅰの基本的方向の2、多様な性のあり方への理解の促進と支援をⅢの枝分かれに持ってくると、「誰もが」と基本目標にいったことと、多田委員のご指摘のように、女性だけに特化しない基本的方向だよというところがすっきりして見えやすくなる。

さらに、平井委員がおっしゃったように、暴力に関しても、男性の被害者も非常に増えていて、女性の加害者も増えているという現状に鑑みれば、あらゆる暴力の根絶というふうにすれば、「誰もが」尊厳と誇りをもつというところと整合性が出てきます。

男女共同参画ということですから、最終的には全ての性の方に適用していきたいというふうに私も感じています。そういう整理をすると、論理的には確立できるのかなというふうに感じた次第です。

ほかに、この点についていかがでしょうか。

齋藤委員、今のような整理でよろしゅうございますか。

○齋藤委員 賛成です。尊厳と誇りは、どんな人でももって生きなければいけないと思いますし、どんな人にも暴力はいけないのですけれども、その部分とはまた別に、圧倒的に女性と子どもの被害者が多いので、そこをなくさないと絶対に底上げができないと私は思っているのです。

ちょっと前までは男性の被害者もいるしと思っていたのですけれども、本当にコロナ禍になって、いろいろ見聞きしたりする中でも、圧倒的に弱者と実感していて、そこを本当

に強調して、一文だけでもどこかに工夫して入れられないかと思っています。「誰もが」というのはもちろんですけども、特にという感じで何かいい方法はないかと考えながら、そうさうだと思いながら議論を聞いていました。

今の私の意見としては、女性と子どもというところは、絶対にどこかに残したいと思っています。

○梶井会長 ありがとうございます。

この部分は、「多様な性のあり方への理解の促進と支援」を基本目標Ⅲに持ってきて、基本目標Ⅲの文言としては「誰もが」というところ、そこまではそんな感じの流れでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

今、齋藤委員がおっしゃったように、とはいえ、やはり女性への暴力、特に、コロナ禍でのステイホームの中で、女性や子どもがその被害者になる率が非常に高まったというようなことも含めて考えれば、まずは女性に対する支援を強調しておきたいというご意見がありました。そのことについては、女性に対するあらゆる暴力の根絶で残すのか、どういうふうにするのか、両方の意見が出ていますので、お時間をいただいて、次回にその修正案をお出しするというので、よろしいでしょうか。

○藤村副会長 あらゆる暴力というふうにぼやかしたほうがいいのでしょうか。DVとか性暴力と書いては駄目なのですか。

○事務局(田中男女共同参画課長) 今おっしゃっていただいたとおり、あらゆるにしてしまうと、本当にあらゆる暴力になってしまうのです。ですから、DVと性暴力被害という言葉を使わない代わりに「女性に対する」にしたところがあります。

先ほど、高齢者の虐待や児童の虐待も全てあらゆる暴力の中に入ってくるというお話をいただいて、そのとおりではあるのですが、これは役所的な発想で恐縮ですけども、それぞれにゆかりのある部局があって、それぞれの部局でも同じような計画を立てていて、高齢者福祉を担当する部局でそういったところを取り扱っていたり、児童虐待に関しましては、子ども未来局や児童相談所が中心になって、今、計画を立てていたりということがある中で、私たちの男女共同参画課ではどこに注力していくかというふうになると、女性に対するあらゆる暴力ということで、女性にフォーカスした方向性に持っていきたいというのが正直なところですが。ただ、どれもこれも複雑に絡み合っただけで切り離せない問題だと認識していますので、表現については、今日のご意見も踏まえまして改めて検討させていただきたいと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。

あらゆる暴力ということも含めて、この審議会としてどこに力を入れるのか、そこもくっきりと出したいということもございます。次回の5月の審議会のときに、さらに再修正案をお出ししますので、そこで最終的に皆さんにご確認をいただくことになろうかと思

います。この点については、少しお時間をいただくということにさせていただきたいと思
います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ご意見をいただき、ありがとうございます。

皆様、ほかにお気づきの点やご意見はありますか。

○平井委員 基本目標Ⅲの尊厳をもってというところの困難な女性への支援ですけれども、
どうしても、困難な女性への支援というと、今、札幌市でも若い女性への支援も始まりま
したし、子育て中の世帯、高齢者は高齢者の女性への支援ということですが、子育て
が終わった方とか単身の方への支援というのが国の施策としてもすっぱり抜けていると
ころなのです。

そして、非正規雇用であったり、単身ゆえに収入は低いのに、控除がないので所得が高
いとか、そういう40代、50代、60代前半の女性がおります。どうも女性への支援という
と、若い女性、子育て世帯の女性を思い浮かべてしまうのですけれども、その部分への支援
というのが、基本施策には入らなくていいのですけれども、補足というか、そういうとこ
ろへの支援も必要だというメッセージが届くといいなと思っています。

○梶井会長 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、非正規で働き続けている方が中高年にかかったときに大変な困難層に
突入してしまうということは多々指摘されていることとございます。そこら辺の支援も文
言的にどういうふうに射程に入れていくのかというご指摘だったと思いますが、基本施策
の中にどういうふうに表示していくのかというところは、時間がかかると思いますので、
次回までに時間をかけて練ってみたいと思います。

ほかにご意見はありますか。

それでは、私から一つ申し上げます。

先ほど、一番最初に藤村副会長からご質問があったのですけれども、基本目標Ⅱの基本
的方向にある2の働きたい女性への支援です。実は、資料3を見ていただきますと、以前
は女性の就業機会の拡大というのが基本目標Ⅱの基本的方向2の1に入っていたのですけ
れども、次期プラン案では多様な働き方に対応した就労支援と起業に対する支援という2
項目になっています。

そして、資料4に戻っていただいて、課題のところの女性の1人当たりの市民所得の低
さですね。これは政令都市の中で一番低いということですが、その課題に対して矢印を見
てみますと、働きたい女性への支援にある基本施策の1と2では対応し切れていないと思
うのです。

実は、札幌市は観光業とか販売で不安定な働き方をしている女性が多いのだらうと思
います。結局、そういう人たちが中高年になって、非常に困難を抱える女性になっていく
という連なりがあると思うのですけれども、それに対する対応がないということが私は気
になっていました。

そうすると、基本的方向2の働きたい女性への支援で、基本施策1の多様な働き方に対応した就労支援、基本施策2の起業に対する支援、それから、ここで抜け落ちた元々あった女性の就業機会の拡大を外す必要があったのかと思っています。むしろ、それを外さないで、女性の安定した就業機会の拡大ということで入れておいたらどうかなと感じています。

要するに、札幌市の女性は非常に不安定な就業をしている方が多いように感じます。だから、ほかの政令都市に比べて収入が低いということもあろうかなと推測します。先ほどありましたけれども、働きたい女性への支援にある基本施策1と2では、多様な就労ということで、テレワーク等とか起業というところばかりに目が行っていますけれども、まずは安定した正規雇用への就業機会を保障していく、拡充していく、そこら辺への基本施策があってもいいのかなと感じています。これは意見です。

ほかにいかがでしょうか。

○平井委員 今、梶井会長がおっしゃってくださったように、働きたい女性への支援はもちろん必要ですけれども、今、働きたくても働けない状況の女性も多いと思うのです。コロナ禍でいろいろな状況もありますし、DVでPTSDの方などで、働きたいのだけでも、まだ就いていないという方々もいます。私は、女性の経済的自立の推進という言葉が本当に大切だと思っています。今、ご指摘があったような就業機会の拡大とか、一人親は非正規雇用が5割を超えています。コロナ禍で雇い止めだったり解雇という状況にも追い込まれています。

今、ひとり親支援も、まずは就労支援が出てくるのですけれども、既に8割以上の方が働いているのです。安定した仕事に就けるような支援がとても必要です。また、若い学生さんたちにも、非正規雇用の場合と正規雇用の場合の生涯賃金の差なども若いときから学んで、働き続けるということは、自分のセーフティネットにもなるし、結婚した後の家族のセーフティネットにもなるということもきちんと伝えていってほしいと思っています。

○梶井会長 ここら辺のところも、次回までに練り直していきたいと思います。

ほかにございませんか。

○藤村副会長 今話を聞いていて思ったのですけれども、その部分は基本目標Ⅲの中に入る内容なのかと思っています。もっと言うと、基本目標Ⅲの2のところと複合的な感じになるのかなと思いました。

○梶井会長 働きたい女性への支援という項目をそのままということですか。

○藤村副会長 そういうことではなくて、取り扱う中身自体が実質的には基本目標Ⅲの尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会という枠の中に入れるべき内容かと思いました。特定の性に対して不利益が生じている部分に対して支援をするという扱いになってくると思ったので、私は基本目標Ⅲの目標のカテゴリーの中に、独立した項目として入れるか、基本目標Ⅱとうまく合わせる形にするか、そこはお任せしたいと思います。

○梶井会長 そうすると、藤村副会長が最初にご確認くださいように、基本目標Ⅱの基

本的方向2の働きたい女性への支援というのは、多様な働き方に対応した就労支援とか起業に対する支援という、どんな働き方をするかというところの女性活躍なのですね。

それはそのままでもいいけれども、さらに困難や不安を抱える女性への支援というところに、例えば安定した就業機会の拡大とか、そういうものを基本施策に入れるという組替えもあるかということです。

○藤村副会長 女性ならではの困難な事象が起きているという課題に対する対応としては、基本目標Ⅲに入れたほうが良いと思っています。在宅勤務がもっと自由に選べるようにとか、働く時間をもっと柔軟に選べるようにとか、働く環境の整備に関しては基本目標Ⅱに入っていると思うのですが、今、女性に対して不利益がかかっているものを解消するみたいな取組は基本目標Ⅲに入れたほうが良いと思います。

すみません。私の中でもあまり整理できていないのですが、今の議論を聞いていて、目標Ⅲで受け持ったほうが良い内容も出てきたと思ったので、発言しました。

○梶井会長 そちら辺は、きちんとした切り分けをしないと駄目だと思います。私もおっしゃるとおりだと思います。

基本目標Ⅱは、女性活躍推進計画というぐらいですから、どういうふうに働き方を多様にして活躍していくかということですし、今、私が言ったことと平井委員のご指摘は、安定した就業ができない人たちをどうするかという話で、それはやはり基本目標Ⅲの基本的方向2に近いのかなと思います。そういう意味では、切り分けるということを次回までに考えておきたいと思います。

もう一つは、そう考えると、基本目標Ⅱの基本的方向2の働きたい女性へのというのは、失業している人が働きたいのか、活躍したい女性なのか、ここの意味もちょっと曖昧になっている感じがします。そちら辺の工夫が必要なのかなと感じました。

ほかにお気づきのところがありましたらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員、何かおありになりますか。

○中村委員 まず、今回のものを見させていただいて、全体的にすごくすっきりして、見やすくなったという感想です。

それから、皆さんの意見を聞いていまして、まず最初の男性の自殺率については、働き盛りの男性は女性の2倍自殺率が高いということと、女性の働き方としてM字の働き曲線で20代の女性と50代の女性は結構働いている方がいらっしゃるのですが、30代、40代で働き方が難しくなる方もいらっしゃるのです。そちらの支援も必要なのかなと思っています。子どものいるお母さんとか、どうしても若い女性の困難に対しては、いろいろな支援も結構出ているのですが、単身の女性や男性、30代、40代の方たちの困難さに対しては、あまり注目されていないというふうに思いました。

後は、皆さんのご意見を聞いていまして、男女とするのか、多様な性とするのか、表現するための言葉の選び方はすごく重要なのだなと考えさせられました。

また、藤村副会長が意見を述べられましたが、基本目標Ⅰのところは意識改革、基本目標Ⅱのところでは男女の偏りを直す、基本目標Ⅲでは特定の性の不利益というところに着目しているのだなと理解しましたけれども、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。以上です。

○梶井会長 ありがとうございます。

単身者という言葉が出てまいりましたけれども、子育ての審議会もありまして、子育て世帯に対する支援というのは割と考えられるのですが、問題になってくるのは単身の男女です。今まで、この方々が意外と注目されずに、自己責任という感じで、なかなか支援が回らなかったのですけれども、大変困難な状況に置かれていらっしゃる方が多いということが今は社会問題になっております。そこら辺を本審議会ではどういうふうに位置づけるのかということも今後の課題としてあろうかと思ったところです。

ほかにご意見はありますか。

○藤村副会長 私の個人的な思いとして、基本的方向でも施策でもどちらでもいいのですが、多様な働き方の実現ですね。今、基本施策の女性活躍の中の男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実という中に含まれている感じかと思うのですが、多様な働き方を実現するということは、ぜひ目に見えるところに引き上げて、言葉として出してほしいというのが個人的な思いです。

○梶井会長 男女が多様な働き方をするというところですね。基本目標Ⅱの1の基本施策の4に「男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」とありますけれども、これを支えるためには、男女がもっと柔軟に弾力的に多様な働き方を選べる、ワーク・ライフ・バランスということもあろうかと思えますけれども、そこを表現できないかというところかと思えます。

その下のところに、働きたい女性への支援で「多様な働き方に対応した就労支援」と書いていますけれども、これだと、女性に対してのみ、多様な働き方に対応した就労支援というふうに見えます。むしろ、多様な働き方を保障していくという方向性は男女が共にというところにもなろうかと思えますので、そこら辺をどういうふうに両立してみせるのかというところもあろうかと思えます。

○事務局（田中男女共同参画課長） 今、藤村委員からお話いただきましたように、多様な働き方の実現がまさに基本目標Ⅱの基本的方向1の基本施策4に具体的に書いてみたところです。事務局としては、多様な働き方の実現を詳しく説明したところですが、この詳しい説明より、男女の多様な働き方の実現という言葉で掲げて、ここから具体的に本文中で説明していく中で、子育てとか介護とか具体の話に触れていくほうが良いと考えてよろしいでしょうか。

○藤村副会長 個人的には、具体的に書いたほうが良いと思っています。ここの基本施策と方向というのはメッセージになると思うのです。男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援を充実したいというのは分かるのですけれども、具体性が全然見えなかった

のです。その内訳として、多様な働き方が実現できるというのがその施策を実現するための一つの要素になるかなという理解です。ただ、ぼやっとして分かりづらいので、もうちょっと具体的な表現のほうが分かりやすいかなというところです。

○事務局（田中男女共同参画課長） 事務局でももう一度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○梶井会長 そうですね。基本施策4の「男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」というのは、子育てや介護ができるような支援の充実というところに力が籠っています。その意味では、ここの部分で多様な働きを支援するということはちょっと薄いのですね。言っていることはそうではないので、そこも文言として具体的に入れたほうがいいのではないかとのご指摘だったと思います。全体を見ながら、また次の修正で考えさせていただきたいと思います。

ほかにご意見はございませんか。

○齋藤委員 私も、働きたい女性への支援と多様な働き方に対応した就労支援の部分で、平井委員がおっしゃっているように、働きたいという表現がいろいろあり過ぎて、働きたいけれども働けない状況にあるという人も働きたい人ですし、もっと活躍したいという人も働きたい人だし、キャリアアップをしたいという人も働きたい人なので、既に意見も出ているのですけれども、経済的に安定しなければいけないというところと働きたいというところは一緒にしないほうがいいのと、具体的にキャリアアップとか、活躍の道みたいな感じで、そこは男女に共通するところだと思うので、表現を具体的に分けたほうが分かりやすいと思いました。

個人的にも、私はフリーでずっとやっていて、子育ての時期も様々な支援が欲しかったのですけれども、だからといって大活躍、一頃言われていた輝く女性とか、輝きたいわけではなかったのですが、中にはすごく輝きたいのだという方もいらっしゃるから、そこをくくり分けると違ふなとも思っていたので、表現が分けられたり、項目も別という課題を別にできたら、すっきりすると考えていました。

○梶井会長 ありがとうございます。

皆さんからいろいろご意見をいただいていますので、基本的方向や基本施策がよりよいものに煮詰まってきた感じがいたします。

○平井委員 視点がずれていたら申し訳ないのですけれども、男女が共に就業しながら子育てや介護ができるような働き方というところです。実は、私ごとで大変申し訳ないのですけれども、今、娘が出産して産後ケアに来ております。私は仕事を持っておりますので一昔前とは違って、娘のとか息子とかの子どものケアをする祖父母も現役世代の方がとても多いと思うのです。そこにはもちろん産休も育休もないわけで、そういう子育て世代を支える親世代、そういう働き方をしている親世代がいるということも啓発の中の一つとしてというか、企業への働き方への理解というものも必要ではないかと思っています。

本当に祖父母が支えて何とか子育てができているとか、親世代はさらに介護を抱えてい

たりします。また、子育てしながら介護をしているというダブルケアの方々の支援という視点も必要かなと介護と子育てを支えるというところで感じたものですから、お話をさせていただきました。

○梶井会長 ありがとうございます。

包括的に言えば、ケア役割を担う人々をどういうふうに支援するかという話になると思いますね。そこら辺がどういうふうな位置づけになるのかということも今後の課題として考えていかなければいけないと思いました。

ありがとうございます。

皆様、お気づきのことでも何でも結構ですが、ほかにご意見はありませんか。

前回、藤村副会長からご提案をいただきましたように、課題を洗い出すことによって、どういう基本施策、基本目標を立ててきたのかというのが、資料4では分かりやすく提示していただきましたので、この課題の洗い出しのところは、パブリックコメントや議会でも見せていきたいところです。そこから基本的方向や基本施策のところ、かなりいいものになってきております。

○藤村副会長 課題をすっきり整理してもらったので分かりやすくなったのですけれども、先ほど梶井会長からもお話があった、施策との整合性ですね。施策のところは、大きくくくろうとしてぼやとした表現になりがちで、こういうものをつくる時はそうかもしれないのですが、空気を読まないで言いますと、極端な話、課題がそのまま施策になるぐらいの具体的な書きぶりでもいいのではないかと思います。施策が分かりづらいというか、基本施策なのでと言ってしまえばそうかなと思うのですけれども、私としては、課題のところに書いてあるほうが分かりやすいという印象があります。

○梶井会長 ご指摘のようなところはあります。課題がかなり具体的なところもありますけれども、矢印をたどって基本施策ということになると、包括的もしくは、ぼんやりしてしまうということですね。ここの矢印をどう読むかということもあると思いますけれども、もうちょっと課題に寄せてもいいのではないかというご意見だったと思います。

○藤村副会長 ありがとうございます。それがいい言い方ですね。

○梶井会長 そこら辺ももうちょっと読み解いていきたいと思います。次回までにやっておきたいと思います。

ほかに皆さんからございますか。

前鼻委員には、今日初めてご参加いただきましたけれども、感想などがおありになりましたらお願いいたします。

○前鼻委員 久々のズーム会議に参加させていただいて、少し浦島太郎状態になっています。

課題整理をするため、前回、前々回からいろいろな意見を持ち寄りながら、表れている結果が十分に見て取れるなど思っております。事前に資料を見ていて、今日である程度まとまるのかなと思っていたのですが、さらにいいものになるようにということで皆さんか

ら意見をたくさんいただいて、個人的には感心しておりますし、次回もまた楽しみにしたいと思っております。

皆さん、どうもお疲れさまでございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

次回がさらによくなるようにという期待のご意見をいただきました。

皆様、言いそびれたことがおありになりましたら承りたいと思いますけれども、次回の5月が修正案の再提出になりますので、こういうところも考えておいてもらいたいということがございましたら、お寄せいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

○齋藤委員 一つ質問ですけれども、基本目標Ⅲの基本的方向3の生涯を通じた女性の健康支援に続くところで、この課題となっているところは、課題に挙げている部分が男女共同参画審議会として他部署にリクエストしていく部分になるのでしょうか。

○事務局（田中男女共同参画課長） 課題に対して、今後、具体的にどんな事業をしていくかというときに他部局に当たるかどうかというご質問でしょうか。

○齋藤委員 そうです。男女共同参画課の中だけでは収まらないことだったので、どのぐらい効力があるのかと思ったのです。

○事務局（田中男女共同参画課長） こういった課題を捉えていって、今後、札幌市として進めていくときに、ほかの部局にこういった事業があるか、また、これからこういった事業に取り組もうと思っているかということについて照会をかけまして、それを取りまとめて全庁挙げて男女共同参画基本計画に掲げた目標を達成していこうという取組になりますので、男女共同参画課だけで独自に行う事業ではなく、ほかの関係部局、保健福祉の関係の部局とか、子ども関係の部局とか、そういったところが行う事業も該当してきます。

○齋藤委員 分かりました。具体的にこの事業がもっとこうだったらいいのにとと思うところがあつたのですが、それはほかのところだったので、どうやって意見を言ったらいいのかなと思っていました。

○事務局（田中男女共同参画課長） 参考までに、どうしていったほしいというご希望ですか。

○齋藤委員 例えば、保健福祉になると思うのですけれども、母親学級の実施の中でできることがあると思うものや、他部署でやっていることがこうだったらなと思うところがあったので、どうやって自分の意見をまとめようかなと思っていました。

○事務局（田中男女共同参画課長） 後日、何かございましたら、メールでも構いませんので、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○梶井会長 最終的には、いろいろな領域の中に部署がございますので、そういうところで取りまとめて、その部署で具体的な取組を考えて、どういう予算を取っていくかということになるかと思えます。

もちろん、他部署に関わるものがあるので、そこら辺は庁内でいろいろと整合性をとっ

ていく、調整していくということになるかと思えます。

ほかに皆様からご意見はありますか。

○平井委員 基本目標Ⅲのあらゆる暴力の根絶の基本施策3にDV被害者の子どもに対する各種支援の強化とあるのですが、ここは本当に大切なところだと思うのです。これは、グリーフサポートのケアなのか分かりませんが、親子の心の傷をケアしていくという本当に継続したケアがないと、後々、子どもに大きな影響を及ぼしてしまうので、被害者のケア、お母さんケアも少しずつ増えてはきていますけれども、ここは、子どもの虐待とかいろいろなところに関わってくるものであると思うのです。ですから、本当に連携しながら、被害を受けた子どもの支援というところは男女共同参画のほうでも強化していただきたいと思っています。

そういう親子をたくさん見ているものですから、お子さんのケアがとても必要だなと感じています。

○梶井会長 これは、虐待に関わる部分でございますので、子育ての部局も含めて、札幌市としてもより強力な支援が進んでいくのだろうと思います。この審議会としても、どういう立ち位置に立つのかとか、どういう文言に落とすかどうかはまだ分かりませんが、念頭に置いて進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、今日いただいたご意見を踏まえまして、再修正案を次回までに考えさせていただきたいと思っています。そして、5月には決定という流れにしていきたいと思っていますので、その間、審議会で言いそびれたことや、言い忘れたことを思い出すこともあるかと思っていますので、その際にはメールで事務局にご意見をお寄せいただければと思います。時代的にも分岐点にあるところでございますので、次の男女共同参画さっぽろプランでございますけれども、未来に向けてよりよいものにしていきたいと思っていますので、引き続き皆様のご協力を賜りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問は出尽くしたということで、本日の議題はこれで終了させていただきます。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 何か言い忘れたことがありましたら、事務局にお寄せください。

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局(川瀬調査担当係長) 本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は5月下旬の審議会を現在予定しております。今後、改めて日程調整をさせていただきます。

本日、皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、次回の審議会に向けて、改めて事務局でも整理の上、資料を作成してまいりたいと思っています。

最後に、本日もご欠席ですけれども、牧内委員は今年度末でご退職のため、次年度につきましては、後任の方1名をお迎えして審議会を新たにスタートしてまいりたいと考えております。今回ご出席の皆様方につきましては、来年度も引き続きよろしくお願いいたします。

○梶井会長 ありがとうございました。

3. 閉 会

○梶井会長 それでは、本日の札幌市男女共同参画審議会を終了させていただきたいと思っております。

ご協力どうもありがとうございました。

以 上